

## 「京都式農福連携補助金」申請説明会に関する質疑応答内容Q&A（平成29年6月22日迄 質問受付分）

番号	項目	質問	回答
1	全般	今回の事業で整備予定の事業所数はどのくらいか。	府内20ヶ所程度の福祉サービス事業所において整備を予定している。
2	補助金対象	補助対象経費として、農場をつくる費用は対象となるのか。	当該土地が現時点で農地であれば、土壌の改良等は対象と考える。
3	補助金対象	法人1回限りであるが拠点事業とそれ以外の事業は別にカウントできるのか。	一つの法人でどちらか一つで1回限り(この補助金で1法人1事業)となる。
4	融資	融資に対する補助は債務負担行為となるのか。	年度毎の予算となる。
5	融資	融資に対する補助は元金に対してなのか利子に対してなのか。	元金に対してである。
6	融資	融資の補助上限はいくらになるのか。	自己負担額の2/3が補助上限である。
7	申請書類	農地の取得に係る書類には何が必要か。	全部事項証明書(写)及び賃貸借(使用貸借)契約に関する書類の提出が必要。
8	申請書類	その他補助対象事業に係る関係書類とは何か。	事業計画書の内容を詳しく説明する資料(事業イメージ図、年間スケジュール表、人員体制表など)を指す。
9	申請書類	根拠に見積が必要ということだがどこまでとるべきなのか。	原則すべての積算において根拠が必要である。額の大きいものは勿論であるが、少額であってもインターネットのカタログを添付するなど、一定の根拠資料を示されたい。